

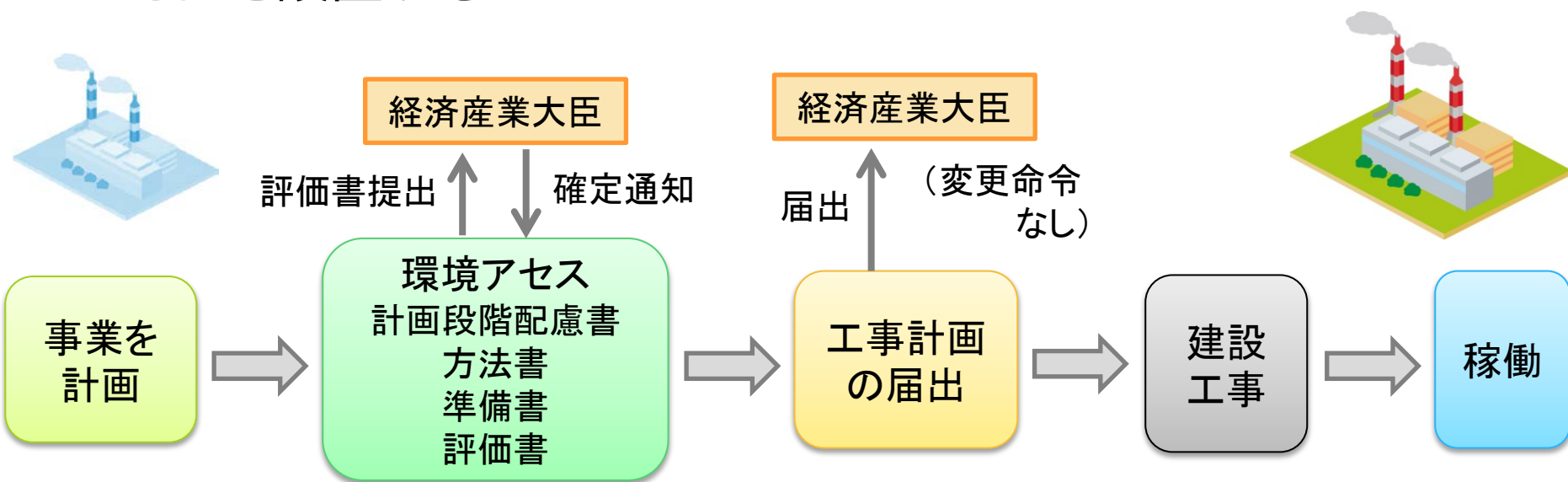
神戸石炭訴訟の到達点 判決から見える日本の司法の課題

2022年9月4日

弁護士 池田 直樹・弁護士 杉田 峻介

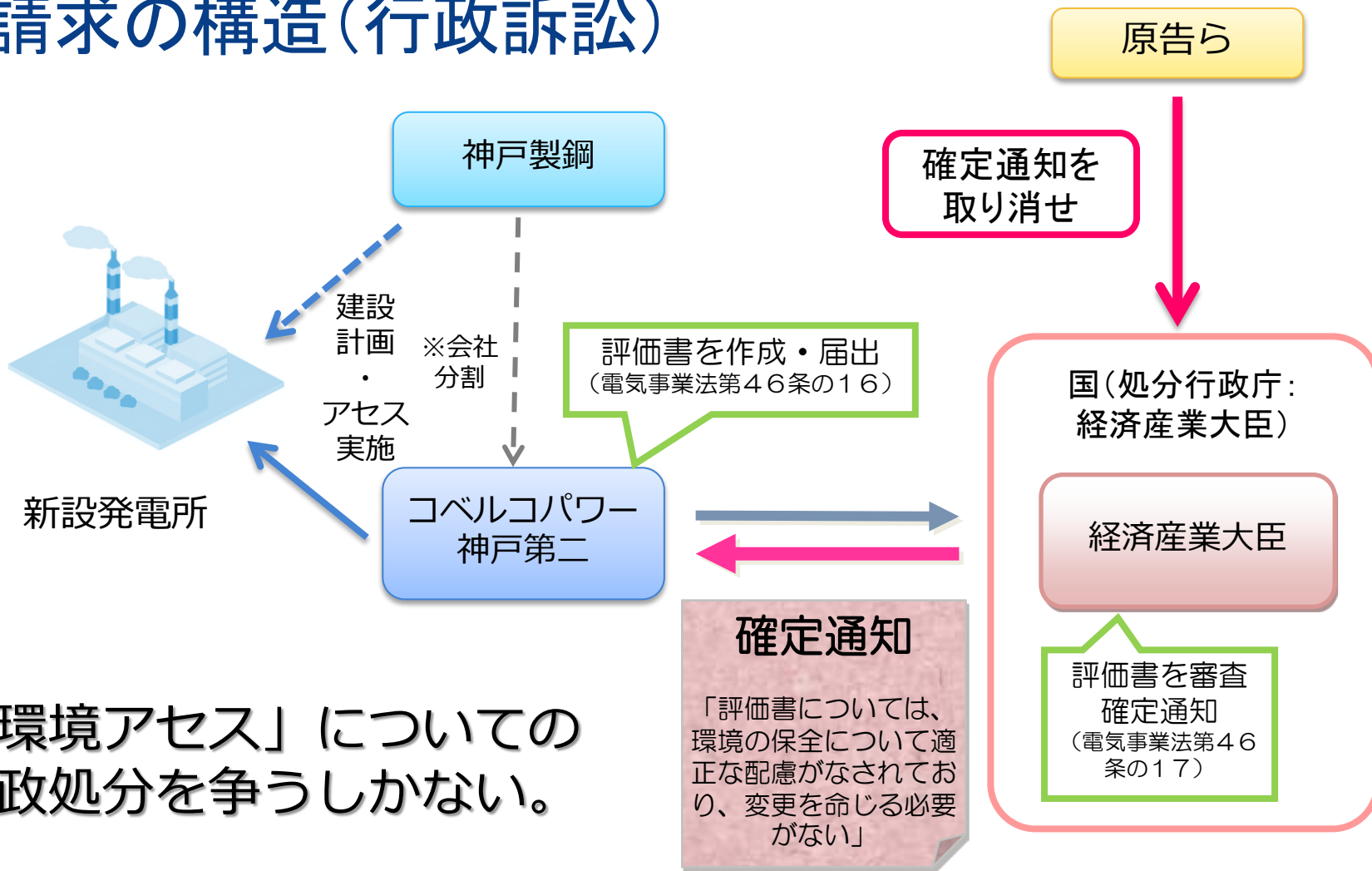
なぜ訴訟を起こさねばならなかったのか？

- CO2・大気汚染物質の巨大排出源である石炭火力発電所
それを設置するには？？



・・・国の「許可」は？？

請求の構造(行政訴訟)



神戸製鋼の石炭火力発電所新設計画と経緯

- 敷地内には元々、石炭火力発電所2基（出力合計130万kW）が存在
 - 神戸製鋼の神戸製鉄所（神戸市灘区）内の高炉跡地に計画
石炭火力発電所 出力2基合計130万kW
 - 2014年～16年に関西電力が実施した火力電源入札に応札→落札
 - 2015年3月 神戸製鋼・関西電力 電力受給契約締結
 - 2015年～2018年 環境影響評価手続（環境アセス）実施
 - 2018年5月 確定通知 → 2018年10月 工事着工
 - 2017年～ 公害調停（終了） → 2018年～ 民事訴訟・行政訴訟 提起
- 行政訴訟 2021年3月大阪地裁判決 → 2022年4月大阪高裁判決 → 現在最高裁
民事訴訟 現在も神戸地裁に係属中（今年度内に判決の見込み）



画像：神戸製鉄所敷地から約400mの新在家南町より（※パノラマ画像） 2018年11月2日
神戸の石炭火力発電を考える会提供

裁判で争っていること

- 新設発電所から大量のCO2が排出され、温暖化の進行に寄与することからすれば、「環境の保全について適正に配慮」しているとはいえない
 - PM2.5が大量に排出・生成されるのに、その量や影響などについて予測・評価すらしていないのはおかしい
 - 環境アセスは環境影響の低減のために行うのに、この発電所について、「石炭」ではない燃料種（天然ガス等）と、環境影響の比較検討を行わなかったことがおかしい
- しかし、その前段階についての国からの反論
- 確定通知は単なるお知らせ、行政処分ではない
 - 温暖化は個々人の権利や利益の問題ではない、だから「CO2排出」（温暖化）を問題にして裁判は起こせない

しかし一審・控訴審判決は...

- 「確定通知」は単なるお知らせではなく、「行政処分」。
そして、大気汚染による被害を受ける可能性のある人はこの裁判を起こして争うことができる。
- しかし、CO2排出（温暖化）について問題にして裁判を起こすことはできない。なぜなら・・・
 - 「CO2排出に係る被害を受けない利益」は法令上も認められていない
 - CO2による被害は「間接的被害」、単一の事業者の排出と個人の被害との関係は希薄
 - ・・・ほか

フィールドは最高裁へ

- 国、裁判所には、石炭火力発電所が現代の「公害（人権侵害）施設」との認識があるのか？？
- 裁判で温暖化は争えない？？

温暖化による現実の被害と迫る脅威 —— 温暖化は人権侵害
憲法・条約・法律 憲法13条、気候変動枠組条約、パリ協定…
—— 温暖化による被害を受けない権利

※控訴審判決「・・・なお、この判断は、現時点の社会情勢を前提としたものであって、今後の内外の社会情勢の変化によって、CO2排出に係る被害を受けない利益の内実が定まってゆき、個人的利益として承認される可能性を否定するものではない」

—— 「今後」認めていたのでは手遅れ